

市会案第 2 号

鯖江市議会会議規則の一部改正について

鯖江市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日 提出

提出者 鯖江市議会議会運営委員会  
委員長 木村 愛子

提案理由

地方自治法第 1 0 0 条第 1 2 項の規定による議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けるとともに、現在の社会情勢等を鑑み、所要の改正等を行いたいのでこの案を提出する。

## 鯖江市議会規則第 号

鯖江市議会会議規則の一部を改正する規則

鯖江市議会会議規則（昭和44年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 議員の派遣（第165条）  
第8章 補則（第166条）」を

「第7章 協議または調整を行うための場（第165条）

第8章 議員の派遣（第166条）に改める。

第9章 補則（第167条）」

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項および第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条を次のように改める。

（投票）

第29条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第74条中「第31条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第84条第2項中「第83条」を「前条」に改める。

第85条第1項中「記載し、または記録する」を「記載する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によつて記録する。

第85条の次に次の2条を加える。

（会議録の配布）

第 8 5 条の 2 会議録は、議員および関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第 8 5 条の 3 前条の会議録には、秘密会の議事ならびに議長が取消しを命じた発言および第 6 5 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

第 8 6 条中「(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第 1 2 3 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第 9 8 条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第 1 1 5 条第 1 項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員という。）」を加え、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第 1 2 3 条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる」に改める。

第 1 3 7 条第 2 項中「、法人」を「ならびに法人」に改め、同条に次の 2 項を加える。

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 1 3 9 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第 1 3 9 条第 2 項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第 1 3 9 条第 3 項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第 1 4 1 条第 1 項中「意見を付け、」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第143条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第148条を次のように改める。

(決定の通知)

第148条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第150条中「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第155条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「することは」を「することが」に改める。

第160条を次のように改める。

(代理弁明)

第160条 議員は、自己に関する懲罰動議および懲罰事犯の会議ならびに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会または委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第166条を第167条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第165条を第166条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議または調整を行うための場

(協議または調整を行うための場)

第165条 法第100条第12項の規定による議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者および期間を明らかにしなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第165条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政に関する重要な政策および課題に対し議員間で共通認識を持ち、合意形成を行うほか、議案の審査または議会の運営に対し協議を行う。	全議員	議長
会派代表者会議	議会の活動および運営に関する会派間の協議および意見調整を行う。	議長、副議長、3人以上で構成する会派の代表者および2人以下で構成する会派間から選出された議員	議長
議会運営委員会・ 常任（特別）委員会 正副委員長会議	議案の審査または委員会間の意見調整その他委員会運営に関し協議および調整を行う。	議長、副議長、議会運営委員会正副委員長および常任（特別）委員会正副委員長	議長
常任（特別）委員会 協議会	所管に属する議案等の審査ならびに委員会の運営に関し協議および調整を行う。	担当委員会委員に選出された議員	常任（特別） 委員会委員長
予算・決算説明会	当初予算、補正予算および決算の審査に関し、協議および調整を行う。	全議員	議長

広報委員会	議会報の発行および議会の広報に関し協議および調整を行う。	広報委員会委員	広報委員会委員長
議会報告会運営委員会	住民、市民団体等に対して実施する議会報告会の開催に関し協議および調整を行う。	議会報告会運営委員会委員	議会報告会運営委員会委員長
政治倫理推進委員会	政治倫理確立のため議長から諮問を受けたことに関し調査および審査その他処理を行う。	政治倫理推進委員会委員	政治倫理推進委員会委員長
公共施設管理等研究委員会	市の公共施設の使用料および指定管理者制度に関し調査、研究、協議および調整を行う。	公共施設管理等研究委員会委員	公共施設管理等研究委員会委員長
議会報告会	住民や市民団体等に対して実施する報告会および意見交換会	全議員	議長
議会災害対策会議	災害時において議員の安否確認、議員への被災情報の伝達および市災害対策本部との連絡調整を行う。	議長、副議長、議会運営委員会委員長および会派代表者	議長

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。